

要 望 書

全国市議会議長会は、平成20年度地方税財政対策について別紙のとおり議決いたしましたので、政府並びに国会におかれましては、特段のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

平成19年7月

全 国 市 議 会 議 長 会
会 長 藤 田 博 之
(広島市議会議長)

全国市議会議長会地方財政委員会
委員長 高 橋 芳 治
(南丹市議会議長)

1. 第二期地方分権改革に伴う地方税財源の充実強化について

地方分権改革推進法に基づき、本年4月に地方分権改革推進委員会が発足し、第二期地方分権改革がスタートした。

平成18年度までの「三位一体の改革」では、3兆円の税源移譲がなされたものの、多くの国庫補助負担金の廃止は見送られ、国の関与が残ったまま補助負担率が引き下げられるなど、地方の自由度拡大という点で不十分であり、地方税財政改革は未完のままである。

現下の地方財政は、地方交付税の大幅な削減や累次の歳出削減により地域間の格差が拡大する中、少子高齢化の進行により社会保障費が増嵩する一方で、十分な税財政措置を伴わない新たな事務の増大などにより、未曾有の危機に直面している。

第二期地方分権改革を真に実効あるものとするためには、地方が責任をもって自立した行財政運営を行えるよう、更なる地方税財源の充実強化が不可欠であり、国の財政再建のための一方的な削減は断じてあってはならない。

よって、国においては、地方の自立した行財政運営を可能とするため、下記事項の実現を図るよう強く要望する。

記

1. 地方交付税の法定率堅持と所要総額の確保

地方交付税の法定率を堅持し、地方交付税の所要総額を確保すること。

2. 地方交付税の財源調整機能及び財源保障機能の堅持

地域間の財政力格差を是正し、地域社会に必要な市民サービスを等しく提供するため、地方交付税の財源調整機能及び財源保障機能を堅持すること。

3. 国と地方の役割分担の見直しと一体的な権限・事務・財源の移譲

「地方にできることは地方が担う」という原則の下、国と地方の役割分担を見直し、一体的に権限・事務・財源の移譲を進めること。

4. 消費税等の税源移譲などによる地方税源の充実強化

国税と地方税の税源配分をまずは5：5とすること。その際、消費税等の税源移譲などによる税源の偏在性が少ない地方税体系の構築を図ること。

5. 「地方共有税」の導入

「地方交付税」を国の特別会計に直接繰り入れ等を行う「地方共有税」に変更し、地方固有の共有財源であることを明確にすること。

2. 都市税源等の充実強化について

地方分権改革の進展に伴い、活力と個性のある地域社会を実現するためには、自主財源を中心とした税財政基盤を確立することが不可欠であり、地方分権の理念に沿って、地域住民から見てわかりやすい「受益」と「負担」の税財政構造にすることが極めて重要である。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 国・地方を通じた税制度の抜本的な見直し

- (1) 国・地方を通じた税制度の抜本的な見直しに当たっては、国と地方の最終支出の比率と租税収入の比率において生じている乖離を縮小し、地方が担う事務と責任に見合うよう、まずは国と地方の税源配分を5：5とし、国税から地方税への大幅な税源移譲を行うこと。
- (2) 税源移譲に当たっては、景気変動による伸張性が小さく、地域偏在性も少ない消費税について、消費税（国税）と地方消費税（地方税）の割合を4：1から1：1にすること。

2. 都市税源の充実強化

- (1) 個人住民税は、負担分任の性格を有するとともに、福祉等の対人サービスを安定的に支えていく上で極めて重要な税である。

このため、均等割の引き上げ等、個人住民税の充実確

- 保を図ること。また、個人住民税については、所得課税のあり方等に鑑み、所得の発生に応じた税負担となるよう、所得税と同様の現年課税方式とすること。
- (2) 市町村における基幹税目である固定資産税については、引き続き税収の安定的確保を図ること。
- 特に、償却資産の評価については現行制度を堅持すること。
- (3) 法人住民税は、市町村における極めて重要な都市税源であることから、均等割の税率の引き上げなどの充実強化を図ること。
- (4) 事業所税は、都市環境の整備を推進するため重要な財源であることから、課税団体の範囲を拡大するとともに、税率を見直すなどの充実強化を図ること。
- (5) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場周辺の地方自治体における貴重な財源であることから、現行制度を堅持すること。
- (6) 長期間にわたり据え置かれている軽自動車税等の定額課税の税率については、現下の厳しい地方財政を考慮し、引き上げを図ること。
- また、市町村が納税事務を行っている原動機付自転車については、徴税効率が極めて低いため、課税方法や税率を含む課税のあり方について、実態に即した見直しを行うこと。

3. 地方道路目的財源の充実強化

道路特定財源については、受益者負担の原則に則り全額を道路整備費に充当するとともに、依然として整備率の低い地方の道路整備を促進するため、地方道路譲与税及び自

自動車重量譲与税等の市町村への配分割合を引き上げるなど、地方道路目的財源の充実強化を図ること。

4. 基地交付金・調整交付金の所要額確保

基地交付金及び調整交付金については、固定資産税の代替的性格及び基地所在市町村の特殊事情等を踏まえ交付されていることに鑑み、所要額を確保すること。

5. 政令指定都市等に対する税制上の特例措置の充実強化

- (1) 政令指定都市については、地方分権改革を一層推進するためにも、大都市の税制のあり方について検討し、事務配分に見合った税制上の特例措置の充実強化を図るとともに、中核市・特例市においても、事務配分の特例等、実態に応じた税制上の特例措置を設けること。
- (2) 県費負担教職員制度の見直しにおける政令指定都市等への教職員給与の移管に当たっては、所要全額を道府県からの税源移譲により措置すること。

6. 環境税の地方税としての導入

環境税を導入する場合は、環境施策における地方自治体が果たしている役割を踏まえ、地方税として位置付けること。

7. 非課税等特別措置の整理縮小等

固定資産税等における非課税等特別措置の整理縮小及び国税における租税特別措置の整理合理化を推進すること。

8. 政治活動に関する個人献金の税制上の優遇措置の拡大

地方議員及びその後援団体に対して個人が拠出する寄付についての税制上の優遇措置は、現在、租税特別措置法により都道府県及び政令指定都市の議員に限定されていることから、この優遇措置の対象を拡大すること。

9. 地方公営企業等金融機構に係る非課税措置

平成20年度に廃止される公営企業金融公庫の後に設立される新組織、地方公営企業等金融機構については、現行の地方共同法人に対する税制上の取り扱いを踏まえ、所要の非課税措置を講ずること。

また、新組織移行時の承継資産についても、同様に所要の非課税措置を講ずること。

3. 地方交付税の所要総額の確保について

地方交付税は、地域社会の存立基盤を維持し、国が定めた一定水準の行政サービスを、国民が全国どこで生活しても享受できるようにするため、資源の再配分を行う地方固有の共有財源であり、地方自治体においては、地方税と並び極めて重要な一般財源である。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 地方交付税の所要総額の確保

地方交付税は地方固有の財源であり、国の財政再建のため一方的に削減されることがあってはならない。昨年「基本方針2006」で示されたとおり、地方交付税の現行法定率を堅持し、地方自治体の安定的な財政運営に必要な地方交付税の所要総額を確保すること。

2. 地方交付税の算定等を通じた確実な財源措置

地域間格差が拡大する中、財政力の弱い地方自治体の安定的な財政運営を確保するため、地方交付税の算定方法の見直しなど、適切な対応策を講ずること。

3. 財源保障機能及び財源調整機能の堅持

地方交付税制度を見直す場合においては、あくまで税財源の移譲と一体で行うとともに、財源保障機能及び財源調整機能を堅持すること。

4. 地方交付税・地方財政計画の透明化等

地方交付税の簡素・透明化を図り、各地方自治体の地方交付税見積額及び単位費用の積算根拠等について早期に具体的な情報を提供すること。

また、地方財政計画に関する情報について、早期の情報提供と計画策定過程の透明化を進め、地方の意見を反映する仕組みの具体化を図ること。

5. 「中期地方財政ビジョン」の策定

地方自治体が計画的な行財政運営を行うことができるよう、地方六団体の参画を得て「中期地方財政ビジョン」を早急に策定すること。

4. 国庫補助負担金の整理合理化について

地方分権改革を確実なものにするためには、国と地方の役割分担を明確にし、国の関与が大きい国庫補助負担金の整理合理化を図り、地方自治体が真に必要なとする分野に限定すべきである。

特に、地方自治体の事務事業として、同化・定着・定型化しているものに係る国庫補助金及び零細補助金等については、速やかに一般財源化するとともに、地方自治体の自主的な対応に委ねることが必要不可欠である。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 国庫補助負担金の削減

国庫補助負担金の削減に当たっては、財政面における地方の自由度を高めるため、補助負担率を引き下げるのではなく、あくまで国庫補助負担金そのものを廃止（一般財源化）すること。

2. 国直轄事業負担金の廃止

国直轄事業負担金については、直轄事業が全国的視野の下に国家的政策として実施されながら、地方自治体に対して個別に財政負担を課するものであり、極めて不合理であるため、早急に廃止すること。

3. 地方の自由度・裁量権の拡大

国庫補助負担金の改革と併せて、地方の自由度・裁量権が大幅に拡大するよう、国による地方への関与・規制の撤廃に取り組むこと。

4. 同化・定着・定型化している国庫補助金及び零細補助金の一般財源化

地方自治体の自主的な対応に委ねることが適当な分野に係る国庫補助金及び零細補助金については、国と地方の役割分担や費用負担のあり方等を十分検討した上で、速やかに地方へ一般財源化すること。

5. 地方債資金の所要額の確保等について

地方債については、地方自治体の自主性をより高める観点から、平成18年度より許可制から協議制へ移行されたが、地域の実情に応じた生活関連施設等の社会資本整備や個性豊かで活力ある地域づくりを計画的に推進するためには、安定した資金である地方債の所要額を確保することが必要不可欠である。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 地方債資金の所要額の確保

地域住民の生活に直結した社会資本等の整備を計画的に推進するため、廃棄物処理施設や社会福祉施設等の施設整備に係る地方債資金の所要額を確保すること。

また、地域の自立や活性化に資する地域活性化事業債等の一般単独事業債の所要額を確保すること。

2. 公債費負担対策の拡充

過去に高金利で借り入れた政府資金及び公営企業金融公庫資金については、一定の条件の下、平成19年度より補償金なしの繰上償還等が認められたところであるが、地方自治体の公債費負担の更なる軽減を図るため、繰上償還又は低金利の借換えについて特段の要件緩和措置を講ずるとともに、高金利の公的資金に係る地方債に対する特別交付税措置の拡充を図ること。

3. 合併特例債制度の拡充

合併特例債は、市町村合併後のまちづくりを進める上で、必要不可欠な財源であるため、引き続き所要額を確保するとともに、合併市町村全域における公共施設の整備財源として、弾力的な活用ができるよう、充当範囲の拡大を図ること。

また、元利償還金については、普通交付税措置に伴う所要額を確保するとともに、算入率を引き上げるなど、制度の拡充を図ること。

4. 地方債の貸付条件の改善

地方債の発行に当たっては、対象事業の拡大や充当率の引き上げ、償還期限の延長等、貸付条件の改善を図ること。

6. 地方公営企業の経営健全化等について

地方公営企業は、地域住民の生活の安定と福祉の向上に大きな役割を果たしているが、多様化する地域住民のニーズや環境問題、さらには規制緩和等の諸問題に対処しなければならず、その経営は極めて厳しい状況にある。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 公営企業繰出金の所要額確保等

地方公営企業の経営基盤を強化するため、公営企業繰出金及び公営企業債の所要額を確保すること。

2. 地方公営企業に対する財政措置の充実強化

厳しい経営状況にある公営交通事業及び自治体病院事業の経営基盤強化を図るため、各地域に応じた適切かつ十分な財政措置の充実強化を図ること。

また、地域住民の日常生活に密接に関連する上・下水道事業の施設整備に対する財政措置の充実強化を図ること。